

第二次あきる野市総合計画基本計画（たたき台）に対するご意見について（議会版）

NO	該当頁	指摘事項	説明又は対応（案）
1	全体	現状と課題において、引用しているデータが古いものがある。	【説明】適切な時期を捉えて、更新する予定です。
2	6	「② 魅力ある景観づくりの推進」は、内容が薄いように思うがどうか。	【説明】「① 緑確保の推進」は、生物多様性など、緑の質に着目しており、「② 魅力ある景観づくりの推進」は、視覚的なものに着目しています。 景観保全については、市でも課題として認識しておりますが、現状において、具体的な取組はないため、このような表記としています。
3	8	基本方針において、「都市計画道路等の整備を推進し」とあるが、現在の道路計画では、計画そのものを見直す必要があるものもあると思う。見直すという概念を含めて表現することはできないか。	【対応】都市計画道路等の整備する中で、現在の交通需要などに注視することを踏まえ、いただいたご指摘から、次のように表記を変更いたします。 (変更前) 都市計画道路等の整備を推進し、 (変更後) 今後の交通需要等に注視しながら、都市計画道路等の整備を推進し、
4		1の「① 道路の整備の推進」において、「面的整備などの手法も取り入れ」とあるが、この面的整備とは、区画整理などをイメージしているのか。	【説明】ご指摘のとおりです。
5	9	3の「① 下水道整備事業の推進」について、汚水整備計画という用語が使われているが、他自治体では、処理や施設という言葉が入っている。汚水処理計画や、汚水処理施設整備計画が適切ではないか。	【対応】汚水処理の在り方を検討するに当たり、検討内容に併せて名称も精査いたします。このため、名称を「(仮) 汚水整備計画」と変更いたします。
6	30	「2 多文化共生社会の推進」において、多文化共生社会に関する意識啓発など、もう少し踏み込んだ施策を位置付けることはできないか。	【対応】多文化共生社会への理解を深めるため、市民等への普及啓発に取り組む施策を追加いたします。 (変更前) ホームページ・各種パンフレット等～ (変更後) 多文化共生社会の実現に向け、人種や国籍に関わらず、それぞれの文化の違い等を相互に理解し、尊重し合えるよう、意識啓発等に取り組みます。また、市のホームページ・各種パンフレット等～
7	34	4の「② 平和を学ぶ取組の推進」において、「市民を広島に派遣するなど」とい	【説明】実際に事業を実施する際は、対象が限定される可能性はありますが、現段階においては、対象を限定する必要が

NO	該当頁	指摘事項	説明又は対応（案）
		う表記があるが、対象は子どもではないのか。	ないため、市民としております。
8	36	1の「① ごみの適正処理（分別・収集運搬・処分）体制の構築において、「収集車への低公害車の導入推奨を図ります。」とあるが、これはどういう趣旨か。	【対応】ごみの処理に当たり、温室効果ガス排出量の削減など、環境負荷の低減を図るに当たり、ごみ収集業者にも、機会を捉え、環境負荷の少ないごみ収集車の導入をお願いしているという趣旨となります。 いただいたご指摘から、次のように表記を変更いたします。 (変更前) 低公害車 (変更後) 環境に配慮した車両
9		1の「② ごみ減量化の推進」において、「プラスチックごみの海洋汚染などを周知し」とあり、これは新規の取組だと思うが、その趣旨は。	【対応】近年のプラスチックごみへの対策を考慮したものです。
10	39	1の「① 自然環境の保全の推進」において、「自然環境と伝統文化などの優れた地域資源」とあるが、伝統文化とは何を指しているか。	【対応】現行総合計画では、自然環境と伝統文化などのすぐれた地域資源を生かし、環境の保全と地域活性化を進めることとしておりましたが、施策を精査し、第二次総合計画では、自然環境の保全に焦点を当てることとしております。 いただいたご指摘から、次のように表記を変更いたします。 (変更前) 自然環境と伝統文化などの優れた地域資源を生かし、地域の特性に応じた環境の保全や郷土の恵みの森づくりを進め、生物多様性の維持・向上を図ります。 (変更後) 生物多様性の維持・向上を図るため、地域の特性に応じた環境の保全や郷土の恵みの森づくりを推進します。
11	40	3の「② 公共施設及び民間施設の緑化の推進」において、「また、減少しつつある民有地の貴重な緑を保全するとともに」とあるが、この趣旨は。	【説明】市では、民有地における、価値のある緑地等について、保存緑地に指定し、所有者による保護を支援しておりますので、これらの取組を意図したものととなります。
12	43	1の「① 各種健康診査・検診等の充実」において、「母保護者」との表記があるが、「保護者」の誤りではないか。	【対応】いただいたご指摘のとおりですので、表記を変更します。
13	46	1の「③ 特に支援を必要とする子どもへの支援の充実」について、虐待や生活困窮などの子どもは対象とならないの	【対応】この施策において、特に支援を要する子どもについては、障がい児のほか、子ども食堂を必要とする児童やその保護者、外国につながるこどもが挙げられま

NO	該当頁	指摘事項	説明又は対応（案）
		か。	す。 一方、児童虐待への対応については、50頁の3の「③就労の支援」に含めています。現行の表記では、これらが読み取りにくい面がありますので、表記を精査いたします。 （変更後） 障がい児やその家族に対する各種手当・助成金の支給、障がい児療育体制の充実、特別支援教育の推進、子どもやその保護者の生活実態に応じた支援、外国につながる子どもへの多言語による情報提供などに取り組むことにより、特に支援を必要とする子どもへの支援の充実を図ります。 →47頁の3③について下記のように修正が必要である。 （変更後） 子育てグループ等への活動支援やそれぞれの地域における子どもたちの安全・安心の確保と健全な育成を担う地域子ども育成リーダーの養成、要保護児童対策地域協議会による児童虐待への適切な支援などの取組により、地域における子ども・子育て支援を推進します。
14		2の①～⑤について、施策の分類が分かりにくい印象がある。	【対応】施策の建付けについては、子ども・子育て支援総合計画との整合を保つようにしております。表記については、より分かりやすいものとなるよう、さらに精査いたします。 ※ より分かりやすい表記となるよう工夫しました。
15	53	3の「③ 介護保険事業の基盤の整備」～「⑤ 家族介護者への支援」について、①や②と比べて、内容が薄いのではないか。	【対応】いただいたご指摘から、担当課と調整し、表記等を精査いたします。 （変更後） ③介護保険事業の基盤の整備 今後の需要動向等や在宅サービスと施設サービスのバランスを踏まえながら、介護を要する状態になっても、住み慣れた地域で生活ができるよう、必要なサービスの供給量を確保するため、介護保険事業計画に基づき介護サービスの基盤整備に努めます。 ④自立した生活への支援 食事の調理が困難な高齢者に対する配

NO	該当頁	指摘事項	説明又は対応（案）
			食サービス事業により、栄養バランスのとれた食事の提供で健康の維持・増進に寄与するとともに、定期的な見守りを行います。また、緊急通報システムによる24時間体制での見守りや転倒予防のための住宅改修費の給付など、高齢者世帯の在宅生活を支援します。 ⑤家族介護者への支援 家族介護者の身体的及び経済的な負担軽減を図るため、おむつ給付事業の実施や介護・病気の知識、福祉サービスの利用方法などを学ぶ介護教室を開催し、家族介護者を支援します。また、介護と仕事の両立に不安を抱える介護者に相談窓口を紹介するとともに、介護離職の防止に向け必要な情報の提供を行っていきます。
16	56	1の「④ 成年後見制度の利用促進」について、「権利擁護支援の地域における連携・対応強化を継続的に推進するため、中核機関を設置し～」とあるが、内容が分かりにくい。	【対応】いただいたご指摘から、担当課と調整し、表記等を精査いたします。（表記調整中） →たたき台の修正が必要である。（要担当課調整）※ 現在調整中。
17	58	現状と課題の1において、「道徳」という言葉が繰り返し出てきており、学校教育における人権尊重教育が、道徳教育のみであるような印象を受ける。学校教育における人権尊重教育は、道徳だけなのか。	【対案】いただいたご指摘から、担当課と調整し、表記等を精査いたします。 →58頁の現状と課題の1について下記のように修正が必要である。 （変更後） 全ての教育活動を通して、児童・生徒に人権尊重の理念を正しく理解させるとともに、思いやりの心や多様性の尊重等を育む人権教育を実施しています。各学校において、人権教育全体計画及び年間指導計画を作成し、組織的・計画的に人権教育を推進しています。いじめや虐待など子供自身に関わる問題や、高齢者、障害者、外国人、性同一性障害などの人権課題などについて考え具体的な態度や行動につなげるよう、指導していく必要があります。また、小学生による人権メッセージ、中学生の主張を「あきる野市教育の日」に行います。 →62頁の施策の内容の1について下記のように修正が必要である。 （変更後）

NO	該当頁	指摘事項	説明又は対応（案）
			① 不登校児童・生徒への支援の充実 不登校状況にある児童・生徒に対して、在籍校において個の特性に応じた指導、支援を行うとともに、せせらぎ教室など関係機関を活用し、主体的に学校復帰や社会的自立に向かえるような支援を図ります。 → 64 頁の現状と課題の 2 について下記のように修正が必要である。 （変更後） 知的障害特別支援学級を小学校に 4 校、中学校に 2 校設置し、中学校には情緒障害特別支援学級を 1 校設置しています。特別支援教室は全ての市内公立学校に設置し、特別な支援を要する児童・生徒の個のニーズに対応できる教育環境を整備しています。 児童・生徒の特性に合った学習の場の提供のため、小学校において、令和 5 年度に自閉症・情緒障害の固定学級を新設する方向で準備を進めています。 → 65 頁の施策の内容の⑤について下記のように修正が必要である。 （変更後） 学校評価などにより学校運営を振り返り、児童・生徒の実態や地域の願いを把握するとともに、学習指導要領の内容を踏まえ、地域の特色を生かした学校の創意工夫による教育活動を推進するとともに、地域と連携した学校づくりの体制を構築します。
18	60	現状と課題の 2、1 の「② 人材育成の充実」の表記について、施策の表記を生かし、現状と課題の表記を工夫してもらいたい。	※ 第 5 章第 2 節の記載内容の精査を行った結果、指摘事項の内容は、削除されました。
19	62	現状と課題の 1、1 の「① せせらぎ教室の充実」において、学校復帰や社会的自立の記載順を入れ替えて欲しい。	【対応】いただいたご指摘から、表記を社会的自立→学校復帰の順へと変更いたします。
20	76	現状と課題の 1 において、「職員の年齢構成や経験値に歪みが生じている」との踏み込んだ表記があるが、特に問題はないか。	【対応】いただいたご指摘から、担当課に確認し、必要に応じて表記を変更いたします。 （変更後） 平成 26 年度までは、定員適正化等により職員数の削減を行ってきましたが、多様

NO	該当頁	指摘事項	説明又は対応（案）
			化する市民ニーズ、法改正等に伴う制度改正や市への各種権限移譲等の対応に伴う行政需要の高まりから、平成 27 年度以降の職員数は増加に転じています。 平成 30 年 4 月 1 日現在の職員数は 436 人です。平成 15 年 4 月 1 日現在の職員数（550 人）と比べ 114 人減少しています。大量退職に伴う新規職員の採用等により、職員の年齢構成等に少なからず偏りが生じています。 →上のようにたたき台の修正が必要である。